

入札説明書

チャレンジいばらき県民運動の複写サービス業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、本説明書の内容を熟知の上、入札しなければならない。なお、本説明書について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に本説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和8年2月9日（月）

2 競争入札に付する事項

(1) 役務名

複写サービス業務 一式

(2) 役務の内容

別添仕様書のとおり。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(4) 場所

チャレンジいばらき県民運動 事務室（茨城県水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎2階）

(5) 入札方法

この調達は、一般競争入札参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、紙入札方式により手続きを行う。

3 担当部署

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎2階

チャレンジいばらき県民運動

電話 029-224-8120、ファクシミリ 029-233-0030

E-mail info@challenge-ibaraki.jp

4 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿大分類19（リース・レンタル）の小分類1（OA機器）に登録がされている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (6) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。
- (7) 調達する賃貸借物件に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 茨城県内に本店又は支店等を有すること。
- (9) その他、本説明書に定める要件を満たす者であること。

5 入札参加資格等の確認

入札への参加を希望する者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年2月26日（木）午後4時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。なお、郵送及び電子メールの場合は、提出期限までに上記3の担当部署必着とする。

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

上記3の担当部署に同じ。

(4) 入札参加確認通知書

入札参加資格の合格、不合格を審査し、令和8年3月5日（木）までに証明書等審査結果通知書を送付する。なお、参加資格が不合格の場合には、その理由を付すものとする。

(5) 前項により不合格の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

6 入札（開札）の執行日時及び場所等

(1) 日時

令和8年3月17日（火）午後2時

(2) 場所

チャレンジいばらき県民運動 交流サルーンいばらき会議室

(3) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までにその旨を連絡すること。

(4) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前号の立会い職員以外の者は入場することができない。

(5) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は、入札会場に入場することができない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情がある場合を除き、開札終了時まで入札会場を退場することができない。

(7) 入札会場において、次の何れかに該当する者は会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をした者

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者に納付させる入札保証金は、各入札参加者の見積る契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免

除する。

(2) 契約保証金

契約相手方に納付させる契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、上記 3 の担当部署に提出すること。

イ 提出は、持参によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書に記載する金額は、仕様書で指定する機器代の減価償却及び機器の保守、トナー等の供給等を含めた複写枚数 1 枚あたりの単価（円未満は小数点以下第 2 位まで）とすること。なお、落札決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

エ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第 2 号）を提出すること。

(2) 入札書の提出日時及び場所等

ア 日時

令和 8 年 3 月 17 日（火）午後 2 時

イ 場所

チャレンジいばらき県民運動 交流サルーンいばらき会議室

9 入札の無効

次の何れかに該当する入札は、無効とする。

(1) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(2) 入札参加資格のない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項が記載されていない又は記載された事項が明瞭でない入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 郵送、電話、電報及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 指定の日時までに入札書が提出されなかつた入札

(8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札

(9) 首標金額を訂正した入札

(10) 同一の入札に 2 通以上の入札書が提出したとき

(11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であつて、資格確認の日から入札日までの間に指名停止の措置を受けた者がした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

(1) 茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

- (2) くじ引きにおいて、入札参加者又はその代理人等がくじを引くことができないときは、これに代わって入札関係職員ではない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行う。そのため、再度入札に参加する意思のある者は、出席の上、再度入札のための入札書を持参すること。

11 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず上記3の担当部署へ持参又は郵送の方法により開札日時までに辞退届を提出すること。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、令和8年4月1日付けで契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおりとする。